

札幌市中央卸売市場調理実習室使用要領

平成19年3月25日
経済局長決裁

(目的)

第1条 この要領は、札幌市中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）第70条第1項及び第2項並びに札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（以下「施行規則」という。）第50条において定める調理実習室の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 調理実習室を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、業務規程第70条第1項または第2項の規定に基づき、調理実習室を使用する前までに調理実習室使用指定（許可）申請書（様式1）を市長あてに提出しなければならない。

(使用指定等)

第3条 市長は、前条の申請に対し、使用指定または使用許可（以下「使用指定等」という。）するときは、調理実習室を使用する前までに調理実習室使用指定（許可）書（様式2）により、申請者に通知しなければならない。

(使用料の納付)

第4条 使用者は、調理実習室を使用する前までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、業務規程第76条ただし書の規定に基づき、使用料を減免することができる。

- (1) 小中高生及び大学生が授業の一環として調理実習室を使用する場合は、使用料の全額を免除することができる。
 - (2) 水産協議会が漁食普及事業として、青果部運営協議会が消費拡大事業として、または、市場協会等が食育を目的として料理講習会を行う場合は、使用料の全額を免除することができる。
 - (3) 卸売業者、仲卸業者、卸売組合及び小売組合が食育を目的とした料理講習会を行う場合は、使用料の3分の2を減額することができる。
- 2 使用者が前項の減免を希望する場合は、前第2条の申請書と併せて、使用料減免申請書（様式3）を提出しなければならない。

(使用指定（許可）書の提示)

第6条 使用者は、調理実習室を使用する際は、札幌市経済局中央卸売市場職員又は札幌市中央卸売市場協会職員（以下「職員等」という。）に使用指定（許可）書を提示し、確認を受けなければならない。

(使用指定等の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既にした使用指定等を取り消すことができる。

- (1) 調理実習室内で飲酒をした場合
- (2) 販売等の営業行為、又は寄附の募集を行った場合
- (3) 使用指定等の目的以外の用途に使用した場合
- (4) その他市場管理上支障がある場合

(使用料の不還付)

第8条 納付した使用料はいかなる場合であっても、これを還付しない。

(原状回復)

第9条 使用者が施設を使用したときは、室内の用具を原状に復し、職員等の確認を受けなければならない。

- 2 使用者が施設を使用したときは、食器類を洗剤により洗浄し収納しなければならない。
- 3 使用者が施設を使用したときは、ゴミ類はすべて持ち帰らなければならない。

(職員等の巡回)

第10条 職員等は当該施設を使用中であっても、防犯及び管理上、適宜巡回することができる。

- 2 使用者は、前項の巡回があった場合、これを拒むことができない。

(立入制限)

第11条 使用者は、使用指定等を受けた施設以外へ立ち入ることはできない。ただし、見学施設等の一般に開放している施設についてはこの限りではない。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。